様式第１号（第３条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第１項から第３項までの規定の施行のため、下記のとおり法第９条第２項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

１　対象となる空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　報告を求める内容

３　報告の提出先

４　報告の期限

（注）
１　上記４の期限までに上記３の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処されることとなります。
２　当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第２２条第１

項から第３項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

川西市長

住　所
氏　名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第９条第２項に基づき、　年　月　日　　第　　号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

１　対象となる空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　報告事項

３　添付書類

（注）
上記２及び３について、虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処されることとなります。

様式第３号（第３条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

特定空家等立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施しますので、同条第３項の規定により通知します。

記

１　対象となる空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　立入調査日時
年　　月　　日（　）　　時から

３　立入調査内容

４　立入調査所管部署

（注）
報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこの立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処せられます。

様式第４号（第３条関係）

（表）

第　　号

立入調査員証

写真

所　　属
職　　名
氏　　名

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

川西市長　　㊞

年　月　日発行
（　年　月　日まで有効）

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）（抜粋）
（立入調査等）
第９条　市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
２　市町村長は、第２２条第１項から第３項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
３　市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
４　第２項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。

注意
　この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

様式第５号（第４条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

管理不全空家等に係る指導書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められることから、同項の規定に基づき、下記のとおり改善のための措置を執るよう指導します。

記

１　対象となる管理不全空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　管理不全空家等と判断した理由

３　指導をする措置内容

４　指導の責任者

（注）
１　上記３に示す措置を履行した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をして下さい。
２　上記３に示す措置を履行しなかった場合は、法第１３条第２項の規定により、当該措置を執ることを勧告することがあります。
３　上記１に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、上記２による勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第６号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

管理不全空家等に係る勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対し必要な措置を執るように指導したところですが、現在まで当該必要な措置が履行されていません。

つきましては、法第１３条第２項の規定に基づき、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第２条第２項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置を執るよう勧告します。

記

１　対象となる管理不全空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　勧告に係る措置内容

３　勧告に至った事由

４　勧告の責任者

５　措置の期限

（注）
１　上記２の措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告すること。
２　上記１の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
３　上記１の措置が実施されず、法第２条第２項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第２２条に基づき、必要な措置をとるこ

とになります。

４　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第７号（第５条関係）

事　務　連　絡
年　　月　　日

○○課長　様

○○課長

管理不全空家等の勧告について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第１３条第２項に基づき、下記の「管理不全空家等」の所有者等に対して勧告を行ったので、通知します。

記

１　勧告を行った管理不全空家等
所在地　　川西市
家屋番号
所有者等の住所及び氏名

２　勧告措置を行った日
年　　月　　日

３　勧告を行った事由

４　位置図

様式第８号（第５条関係）

事　務　連　絡
年　　月　　日

○○課長　様

○○課長

管理不全空家等の勧告の解除について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。）第１３条第２項に基づき、下記の「管理不全空家等」の所有者等に対して勧告を行っていましたが、当該措置について所有者等により改善措置が実施されましたので通知します。

記

１　勧告の取消しを行った管理不全空家等
　所在地　　川西市
　家屋番号
　所有者等の住所及び氏名

２　勧告措置を取り消した日
　　年　　月　　日

３　勧告を取り消した事由

４　位置図

様式第９号（第６条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

特 定 空 家 等 に 係 る 指 導 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められることから、法第２２条第１項の規定に基づき、下記のとおり改善のための措置を執るよう指導します。

記

１　対象となる特定空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　特定空家等と判断した理由

３　指導をする措置内容

４　指導の責任者

（注）
１　上記３に示す措置を履行した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をして下さい。
２　上記３に示す措置を履行しなかった場合は、法第２２条第２項の規定により、当該措置を執ることを勧告することがあります。
３　上記１に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、上記２による勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第１０号（第６条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

特 定 空 家 等 に 係 る 勧 告 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対し必要な措置を執るように指導したところですが、現在まで当該必要な措置が履行されていません。

つきましては、法第２２条第２項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を執るよう勧告します。

記

１　対象となる特定空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　勧告に係る措置内容

３　勧告に至った事由

４　勧告の責任者

５　措置の期限

（注）
１　上記５の期限までに上記２の措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告すること。
２　上記５の期限までに正当な理由なく上記２に示す措置を履行しなかった場合は、法第２２条第３項の規定により、当該措置を執ることを命ずることがあります。
３　上記１の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
４　災害その他非常の場合においては、法第２２条第１１項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
５　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第１１号（第７条関係）

事　務　連　絡
年　　月　　日

○○課長　様

○○課長

特定空家等の勧告について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。）第２２条第２項に基づき、下記の「特定空家等」の所有者等に対して勧告を行ったので、通知します。

記

１　勧告を行った特定空家等
所在地　　川西市
家屋番号
所有者等の住所及び氏名

２　勧告措置を行った日
年　　月　　日

３　勧告を行った事由

４　位置図

様式第１２号（第７条関係）

事　務　連　絡
年　　月　　日

○○課長　様

○○課長

特定空家等の勧告の解除について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。）第２２条第２項に基づき、下記の「特定空家等」の所有者等に対して勧告を行っていましたが、当該措置について所有者等により改善措置が実施されましたので通知します。

記

１　勧告の取消しを行った特定空家等
　所在地　　川西市
　家屋番号
　所有者等の住所及び氏名

２　勧告措置を取り消した日
　　年　　月　　日

３　勧告を取り消した事由

４　位置図

様式第１３号（第８条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

命　　令　　書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　　年　　月　　日付け第　　号により、法第２２条第３項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が履行されていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出がありませんでした。

つきましては、法第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を執るよう命令します。

記

１　対象となる特定空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　命令に係る措置内容

３　命ずるに至った事由

４　命令の責任者

５　措置の期限

（注）
１　上記５の期限までに上記２に示す措置を履行した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をして下さい。
２　この命令に違反した場合は、法第３０条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。
３　上記５の期限までに上記２の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、

法第２２条第９項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第１４号（第８条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

事　前　通　知　書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　　年　　月　　日付け第　　号により必要な措置を執るよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置が履行されていません。

このまま措置が履行されない場合には、法第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を執ることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第２２条第４項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第５項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から５日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

１　対象となる特定空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　所有者等の住所及び氏名

２　命じようとする措置内容

３　命ずるに至った事由

４　意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

５　意見書の提出期限

（注）
上記２に示す措置を履行した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をして下さい。

様式第１５号（第８条関係）

年　　月　　日

川西市長

住　所
氏　名

意　　見　　書

私が所有又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第４項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

空家等の所在地等	所在地 建築物等の概要
命令の原因となる事実についての意見	
証拠書類等の提出	有（書類の名称　　）　・　無

（注）
１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して添付してください。
２　証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付してください。

様式第１６号（第８条関係）

年　　月　　日

川西市長

住　所
氏　名

意 見 聴 取 請 求 書

　　年　　月　　日付け第　　号により命令に係る事前通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第５項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

様式第１７号（第８条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

意 見 聴 取 通 知 書

年　　月　　日付けで請求があった意見の聴取について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第７項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行うことを通知します。

記

１　対象となる特定空家等

２　命じようとする措置の内容

３　意見の聴取の期日

４　意見の聴取の場所

様式第１８号（第８条関係）

標　　識

下記の特定空家等の所有又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第３項の規定に基づき措置を執ることを、　　年　　月　　日付け第　　号により命ぜられています。

記

１　対象となる特定空家等
（１）　所在地
（２）　用　途

２　命令に係る措置内容

３　命ずるに至った事由

４　命令の責任者

５　措置の期限

様式第１９号（第９条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

戒　　告　　書

あなたに対し　　年　　月　　日付け第　　号によりあなたの所有又は管理する下記の特定空家等の　　を行うよう命じました。この命令を　　年　　月　　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第９項の規定に基づき、下記の特定空家等の　　を執行いたしますので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、川西市長はその責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等
（１）　所在地
（２）　用　途
（３）　構　造
（４）　規　模　　建築面積
　　延べ床面積
（５）　所有者等の住所及び氏名

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提

起することができます。

様式第２０号（第９条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

代 執 行 令 書

年　　月　　日付け第　　号によりあなたの所有又は管理する下記の特定空家等を　　年　　月　　日までに　　するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第９項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第２項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、川西市長はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　　する物件

２　代執行の時期

３　執行責任者

４　代執行に要する費用の概算見積額

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提

起することができます。

様式第２１号（第９条関係）

（表）

第　　号

代執行責任者証

写真

所　　属
職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

年　　月　　日

川西市長　　㊞

１　代執行をなすべき事項

２　代執行をなすべき時期

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋

（特定空家等に対する措置）
第２２条　－略－
９　市町村長は、第３項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法抜粋

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第２２号（第９条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

緊急代執行実施通知書

下記特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。）第２２条第１１項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いましたので、通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号。）第５条の規定に基づきあなたから徴収します。

記

１　代執行の対象となった特定空家等
　所在地　　川西市
　用　途
　所有者の住所及び氏名

２　代執行の内容

３　代執行の理由

４　代執行の時期
　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

５　代執行に要した費用
　　円

様式第２３号（第９条関係）

（表）

第　　号

緊急代執行責任者証

写真

所　　属
職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証明する。

年　　月　　日

川西市長　　印

１　代執行をなすべき事項

２　代執行をなすべき時期

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋

（特定空家等に対する措置）
第２２条　－略－
１１　市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

行政代執行法抜粋

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第２４号（第９条関係）

川都住第　　号
年　　月　　日

様

川西市長　　印

代執行費用納付命令書

年　　月　　日付け第　　号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第５条の規定に基づき、代執行費用を下記のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

記

１　納付期限　　年　　月　　日まで

２　納付金額　　金　　円

３　納付方法　　別途納入通知書兼領収証書

４　代 執 行　　年　　月　　日執行

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条及び第１８条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に川西市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条及び第１４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川西市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。